

川西市告示第 55 号

建築基準法第27条第1項に規定する特殊建築物の主要構造部の構造方法等を定める件
(平成27年国土交通省告示第255号) 第1第4項の特定行政庁が指定する区域及び定
める時間を次のように指定する。

令和5年4月1日

川西市長 越田 謙治郎



記

1 指定する区域

川西市全域 (用途地域が定められていない土地の区域に限る。)

2 定める時間 (単位 分)

30